

協働推進マニュアル

2009

市民版



津山市

はじめに

近年の日本は、高齢化や少子化の進行や経済の低迷による財政状況の悪化が大きな社会問題となっていることに加え、個人の価値観や生活様式の多様化などに伴い、市民のみなさんが行政に求めるニーズも多様で高度なものになっています。

このような中で、全国各地の自治体において市民が「自分たちの地域は自分たちの手で」とまちづくりに主体的に取り組む、そこに行政が関わることで、市民と行政がそれぞれの責任と役割を果たしながら、互いに協力し合う「協働のまちづくり」が行われるようになってきました。

津山市では、平成16年8月に市民活動を促進するための基本的な方向性や施策の展開等を示した「津山市市民活動促進指針」～市民と行政とのパートナーシップによるまちづくり～を策定し、市民との協働によるまちづくりの取り組みを始めました。そして、平成18年度を初年度とした10ヵ年計画である津山市第4次総合計画の「基本構想」においては、市民主役のまちを実現するため、「行政情報の提供と公開を積極的に行い、その共有化を図り、市民、NPO、事業者等と行政が役割分担して、共創と協働のまちづくりを進める」ことを掲げています。

また、平成18年12月には、協働のまちづくりを全庁的に推進する組織として、「津山市協働推進庁内連絡会議」を設置し、職員向けのリーフレット「協働って何」の作成や毎年協働事業調査を実施するなど多くの職員に協働を理解し実践してもらうことに努めてきました。

この協働推進マニュアルは、これからの協働のまちづくりを実践していくうえで、市民のみなさんがどのようなかたちで協働を進め、どのように行動していけばよいのかといった疑問を持った時に参考として活用していただくために作成しました。今後も新しい知識や取組んだ協働の実績を踏まえながら、より実効力のあるものに改訂し、さらに協働を理解していただけるものにしていきたいと考えています。

平成21年4月

第1章 協働について

1-1 協働ってなに？	3
1-2 なぜ協働が必要なの？	4
1-3 協働により期待される効果は？	6

第2章 協働の基本事項

2-1 協働を進める場合のルールは？	7
2-2 協働に適した事業は？	10

第3章 協働の実践

3-1 市民からの協働提案はどのようにすればよいか？	11
3-2 市民活動を支援してくれる団体や場所は？	11
3-3 市が行っている協働を推進する事業は？	12
①公募提案型協働事業の概要	12
②住民自治協議会モデル事業	13

《協働事例の紹介》 16

- 1 めざせ元気！！こけないからだ講座
- 2 津山加茂郷フルマラソン全国大会
- 3 津山日本語教室
- 4 みまさかスローライフ列車

○津山市協働事業提案書（様式第1号）	19
○津山市協働事業 事業計画書（様式第2号）	20
○事業収支予算書（様式第3号）	22
○提案団体調書（様式第4号）	23
○団体連絡票（様式第5号）	24

第1章 協働について

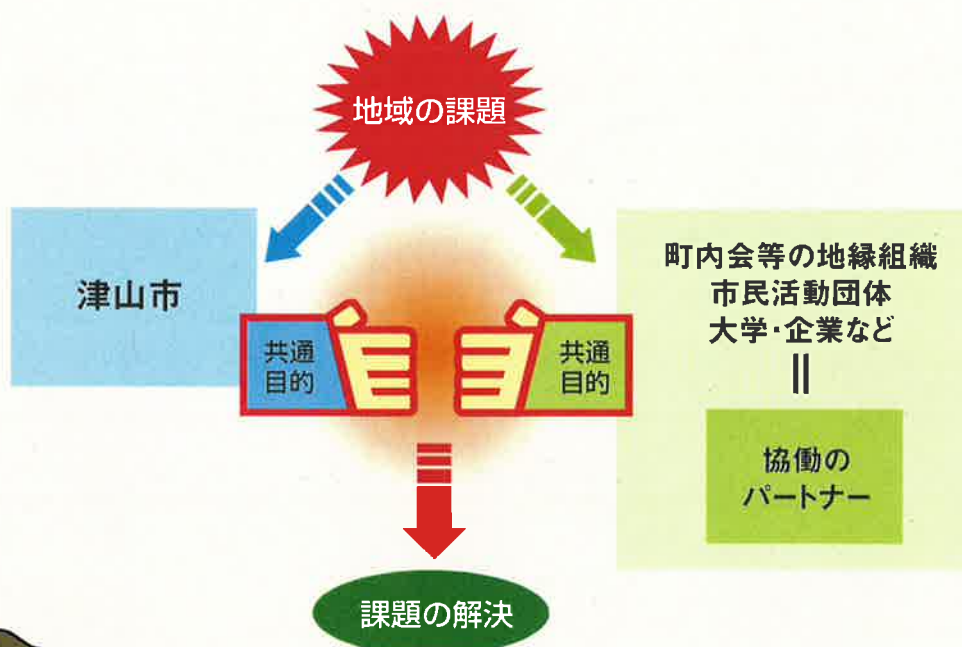
1-1 協働ってなに？

ここ数年、協働（きょうどう）という言葉を目にする機会が増えてきましたが、協働とはどのようなことを意味する言葉なのでしょう？このマニュアルでは次のように定義します。

協働の定義

「まちづくりなどの場において、市民のみなさんや事業者（パートナー(注)）と行政がお互いを理解し、対等の立場でそれぞれの特性を活かしながら、適切な役割分担のもとに協力調整していくこと。」

（注）パートナー：社会貢献活動や公共的な地域活動を行うすべての市民（地区の自治組織や女性組織・高齢者組織等の地縁組織、NPO法人・ボランティア団体等の市民活動団体、企業、公益法人等）を市との協働のパートナーとします。



協働は目的でなく手段

協働は、それ自体が目的ではなく、「市民主体のまちづくりや市民によりよいサービスを提供するための取組み手法のひとつ」です。事業の中には、市が単独で実施した方が効果的なものや、内容によってはパートナーが独自に行った方が効果的な事業もあります。みなさんが市と協議した結果、共通の目的が見出せない、実施手法などに合意できない場合には無理に行う必要はありません。

市が行うよりきめ細かい対応や専門性の高い対応ができる、自分たちが参加しなければ良い結果が得られないなど協働に適する事業なのかを見極める必要があります。そして、市にも自分たちにも高い効果が期待できる場合には、積極的に協働事業を提案しましょう。

1-2 なぜ協働が必要なの？

現在の地域社会を取り巻く環境は、行政効率の低下や、行政が担うことができる役割の限界、あるいは市民の行政任せの傾向や、市民がまちづくりの取組みに参加する機会が減っていることなどが大きな問題となって、以前とは様変わりしています。以下は、協働が求められるようになった背景にあるキーワードをまとめたものです。

1 地方分権の進展（国と地方の関係）

これまでの日本社会では、国の強い指導により進められてきた政策によって、国民は全国どこでも一定の行政サービスを受けられるようになりました。しかし、それは国の役割の肥大化と行政効率の低下を招くとともに、市民のみさんの「公共のことは全て行政に任せる」という意識を強めてしまいました。

しかし、平成11年の地方分権一括法の成立以来、地方行政に対する国の関与のあり方が見直され、国と地方自治体の役割が明確になり、現在は、それぞれの地方自治体が自己責任と自己決定のもとに個性豊かな地域社会をつくっていくため、地方分権が進められています。

2 経済・社会情勢の変化と住民ニーズの高度化・多様化

近年の国と地方の財政状況は、景気の低迷によって一層厳しくなり、より効率的な行政運営のため、施策・事業の大幅な見直しを図らなければならない状態になりました。また、地域社会の高齢化や少子化問題、国際化、個人の価値観や生活様式の多様化などに伴って、市民のみさんが行政に求めるニーズも多様で高度なものになっており、行政だけでは、このような地域社会の急速な変化に対応することが非常に難しくなっています。

NPOとは



「NPO (Non Profit Organization)」とは、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称です。

このうち「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき法人格（注）を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称です。

法人格の有無を問わず、様々な分野（福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など）で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されています。

（注）法人格：個人以外で権利や義務の主体となり得るもの

3 地域課題に取り組む市民の増加

地域社会の変化が急速に進んでいる今、自分から地域の課題を解決していこうという意欲を持った市民の自主的・自発的な活動が活発化しています。こうした様々な分野で活動する市民のみなさんや市民活動団体（NPO）の自立を支援し、市民活動の充実を図ることは、市民のみなさんと行政が対等な立場で協力し合う協働のまちづくりの実践に結び付く重要な取組みの一つです。

4 市民主体のまちづくりの必要性

地方分権の時代を迎え、地方がそれぞれの特色を活かしたまちづくりのため、市民と行政の関係の見直しが進められている中、特色ある地域づくりに向けた「地域コミュニティ」の果たす役割の重要性が増すことが予想されています。

しかし、核家族化や市民の生活様式の変化、あるいは情報化社会の進展などによって、地域コミュニティ（町内会などの地縁組織）の活動や人のつながりが薄れ、市民の「助け合いながら地域の課題を解決して行こう」という取組みが少なくなっています。

このように、様々な問題・課題が浮き彫りとなっている中で、より効率的でコンパクトな行政と、市民のみなさんの力を活かした特色ある地域づくりを実現するためには、市民と行政との協働によるまちづくりを進めることが求められています。

経費削減が目的ではありません。

「市は経費削減のために協働と言っているのか？」市民の方からこのような質問を受けることがあります。

しかし、協働は経費削減や市が果たすべき役割と責任を軽減することを目的として行うものではありません。

確かに、協働のパートナーは利益の追求を目的としていないことから、営利企業などに比べて低いコストでサービスを提供したり、同じコストでも質の高いサービスを提供できる可能性があります。また、行政側にとっても、協働を進めるには既存のシステムの見直しが必要となるため、機能のスリム化やサービスの効率化が図られることとなり、結果的に経費の削減につながっていくことが考えられます。

ただ、それは結果として生じるものであり、協働の二次的効果として捉えるべきものです。



1-3 協働により期待される効果は？

公共サービスの向上・行財政改革・市民参加の促進

市民のみなさんや市民活動団体（NPO）、あるいは事業者との協働は、行政が単独で事業を行うよりもきめ細やかな公共サービスを提供することができるなど、より効率的で、地域への波及効果を生み出す可能性があります。さらには、この協働から生まれる相乗効果は、実質的に公共サービスの向上と経費の削減につながり、市民みなさん自身の手によるまちづくりの実現にも結び付くことが期待されています。

1 地域コミュニティ（市民）への効果

- ・ 地域内での人間関係が深まる。
- ・ 市民の自治意識が高まる。
- ・ 市民満足度の高い地域づくりの主体になる。
- ・ 一定の公共サービスの担い手になる。
- ・ 市民の行政依存からの脱却につながる。

2 市民活動団体（NPO）への効果

- ・ 団体としての信頼を得られる。
- ・ より効果的な活動が出来る。
- ・ 市民活動全体の促進・成長につながる。
- ・ 新しい公共サービスの担い手になる。

3 行政への効果

- ・ 市民の声（ニーズ）を把握できる。
- ・ パートナーの特性を活かすことにより、行政の限界を補完することができる。
- ・ 日常業務の改善を図ることができる。
- ・ 職員の意識改革につながる。
- ・ 事業経費の削減につながる。

第2章 協働の基本事項

2-1 協働を進める場合のルールは？

協働を進めていくためには、パートナーと市の間に次のようなルールがあります。このルールをお互いに理解することが重要です。

1 相互理解

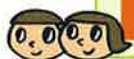
相互の特性（長所や短所）を理解し尊重しましょう。

2 自主性の尊重

相互の活動が自主的かつそれぞれの責任のもとで行われていることを理解し、その主体性を尊重しましょう。

3 対等な関係と相互自立

お互いが上下の関係ではなく、横の関係を保つことに心がけましょう。市民のみなさんは、市の支援を受ける立場ではなく市と対等の立場であることを認識し、同じ地域づくりの当事者としての意識を持たなければなりません。また、両者がどちらかに依存することなく、お互いに自立した関係を保ちましょう。



対等な
関係とは？

協働事業を行う際に、全て平等に役割（仕事）を担うということではありません。協働による効果を最大限に高めるには、お互いが持つ力を十分に活かし、相乗効果を発揮することが必要であり、そのためには主従の関係で起こりがちである一方の意見や特性がかき消されてしまうことがないような関係を意味します。

4 目的・目標の共有

何のために協働するのかという「目的」と、いつまでにどれだけの成果をあげるのかという「目標」を共有しましょう。



目的と目標の違い

目的と目標が混同されている場合があります。目的とは、最終的に成し遂げようと目指す事柄であり、目標は、目的を達成するための指標であり目安です。目標をクリアしていくことにより、目的到達の可能性が高くなっていきます。目的がなければ、目標は設定できません。また、目標の先に目的がないと、目標は無意味です。事業の目的、目標をしっかり考えることは大変重要なことです。もちろん、協働自体が、事業本来の目的にはならないことは、言うまでもありません。

5 情報の公開

相互に説明責任を遂行し、協働についての社会的理解を得るように努めましょう。また、協働の機会を広く確保する点からも、協働の過程や結果についての情報を積極的に公開し、協働事業に取組んだ理由や効果等についても公開しましょう。

2-2 協働に適した事業は？

協働を行うパートナーと市が、双方の知識や技術・経験を持ち寄り、効果的、効率的に実施することにより、市民の参加が期待でき、なおかつ市民へのサービスの質と量が向上する事業です。



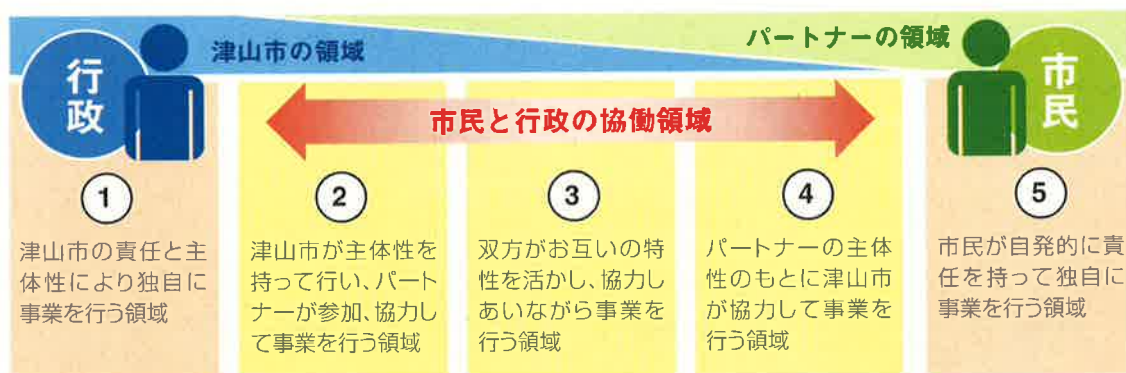
▲「花いっぱい運動」による市民との協働

	事業の分類	具体例
1	コミュニティの形成や醸成が期待でき、市民参加の拡大や、まちの活性化につながる事業	イベントの企画運営、公園等公共施設の管理運営
2	市民が相互に支え合う、共生、共助を基本とした活動が展開される事業	アダプト制度、地域の美化活動、高齢者支援事業
3	特定分野の専門性など、パートナーの特性が十分に発揮され、市とは異なる発想での事業展開が期待できる事業	相談事業、情報提供事業、政策提案事業、調査研究事業
4	地域やサービス対象者の実情に合わせ、きめ細やかで柔軟な対応が必要とされる事業	コミュニティ施設の管理・運営、地域防犯・防災事業、障害者福祉事業、子育て推進事業
5	状況に応じて迅速に対応する必要がある事業	災害時におけるボランティアコーディネート事業
6	今まで、市が取組んだことのない先駆的な事業	

第3章 協働の実践

3-1 市民からの協働提案はどのようにすればよいのか？

市民のみなさんが市との協働によりまちづくりなどの事業を行う場合は、市が掲げるテーマに対して提案を行う場合とテーマに関係なく自由に提案する場合が考えられます。どちらも、まず市の担当部署に提案内容を説明して協議を行い、協働での取組みが必要な事業であるかそうでないか決める必要があります。担当部署が明らかである事業はその部署に直接提案を行い、担当部署が分からない場合や担当部署が複数である場合は、協働推進課にご相談ください。



パートナーと津山市が受け持つ領域で、お互いに重なり合う②～④の部分が協働の可能性のある領域となります。

3-2 市民活動を支援してくれる団体や場所は？

津山市では市民活動団体の交流や情報交換の拠点施設として、津山市コミュニティセンター（あいあい）の中に市民活動センター（86団体、4個人が登録）を設置して、「特定非営利活動法人つやまNPO支援センター」が運営を行っています。

特定非営利活動法人つやまNPO支援センター

市民活動団体、ボランティア活動団体、コミュニティ団体等のネットワークを構築し、活動における相談や支援を行っています。このほか、市民活動団体に共通する課題解決のためのプロジェクトを立ち上げるなど、社会全体の利益の増進のための活動を行い、美作地域での中間支援組織としての機能も発揮しています。

○主な取り組み（平成20年度）

- ・NPO、ボランティア交流メッセの開催（津山・美作・真庭）
- ・協働フォーラムの開催
- ・住民自治協議会の支援など

○会員数 46名

津山市コミュニティセンター（あいあい）

津山市のボランティア活動は、従来、福祉分野が中心でしたが、平成10年の台風10号災害を機に、ボランティア活動などに対する市民の関心が一気に高まり、市民活動がさらに注目されることになりました。

津山市コミュニティセンターは、市民・行政・企業の協働による活き活きとした地域社会づくりの拠点として、平成14年に開設し、大ホール、会議室、和室及びつやま市民活動センターを備え、様々な市民活動、コミュニティ活動が行われています。また、各団体相互の交流と情報交換も積極的に行われています。

津山市も「平成の大合併」によりその区域は大きく広がりました。コミュニティセンターがさらに活発に活動できるよう、そのあり方を市民のみなさんといっしょに考えていきたいと思っています。

所在地 津山市井口21-1

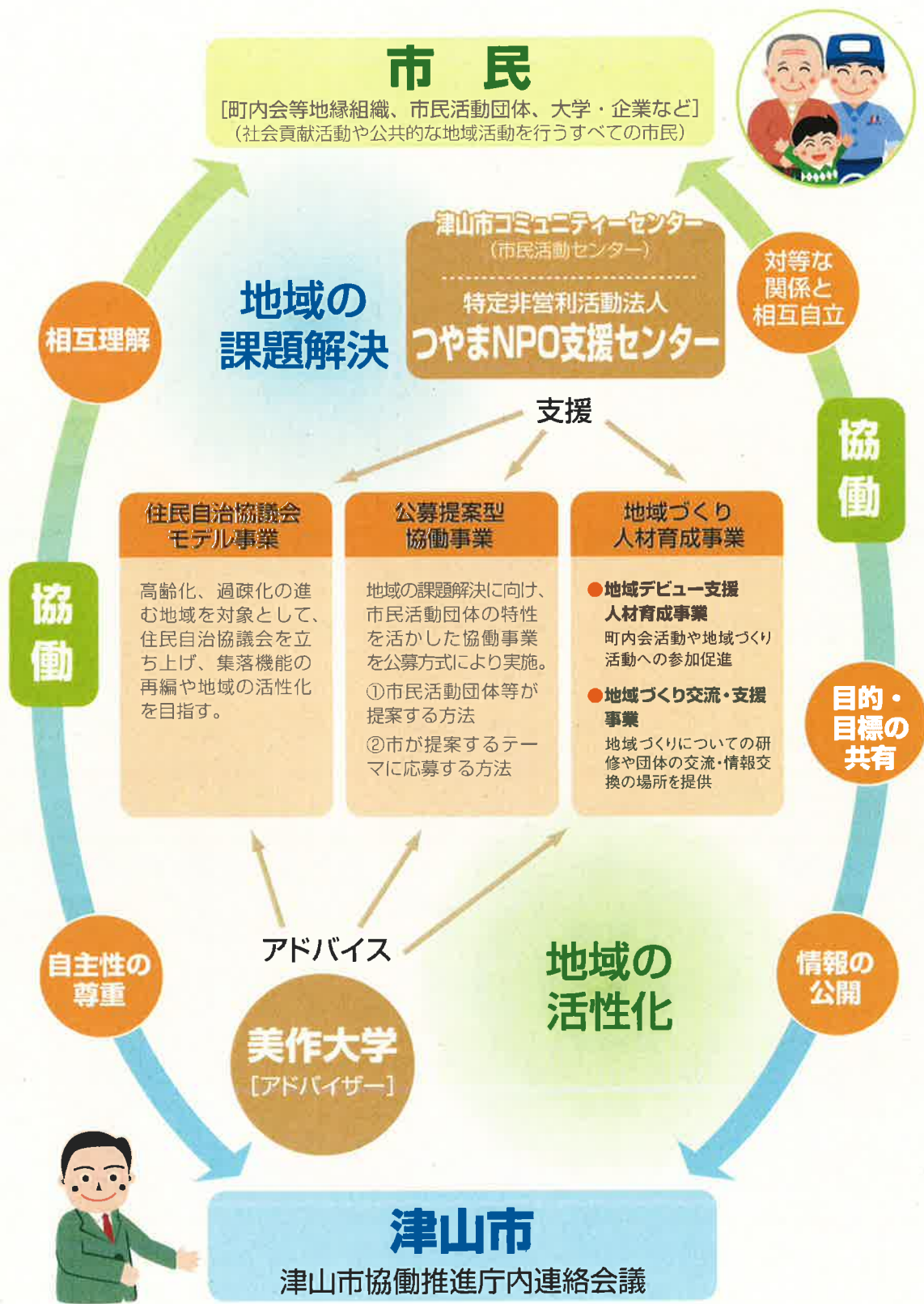
TEL 0868-32-0188

FAX 0868-23-0141

E-Mail comi-cen@mx1.tvt.ne.jp



■津山市の協働事業への取組み概要図



3-3 市が行っている協働を推進する事業は？

市では、市民のみなさんとの協働事業を推進するため、平成21年度から「公募提案型協働事業」に取り組めます。

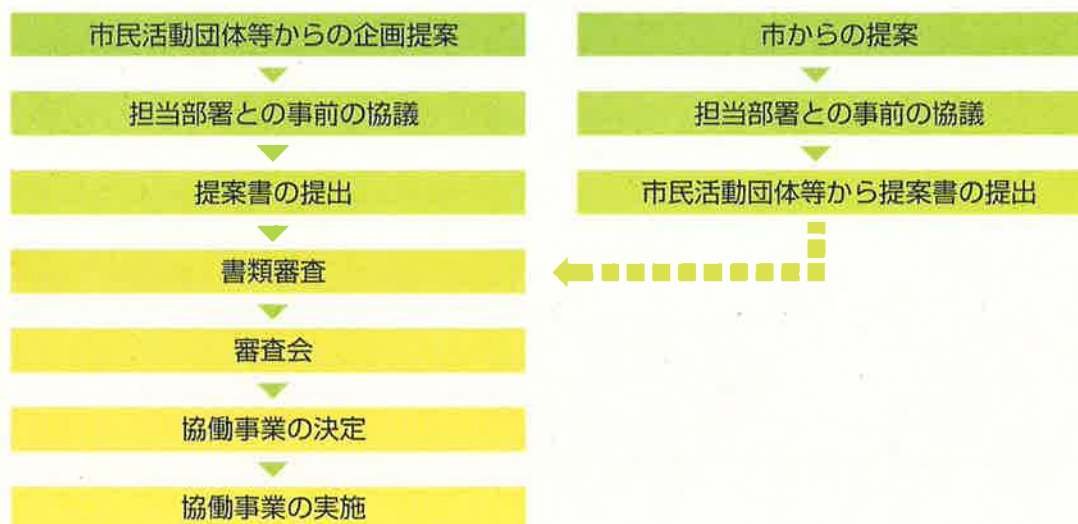
公募提案型協働事業の概要

この事業は、市民主体のまちづくりを推進するため、地域の様々な課題解決に向け、市民活動団体等の特性を活かした事業提案を公募し、提案団体と市がともに「公共サービス」の担い手となり、「協働」して解決に取り組んでいくものです。

1 事業の概要

事業提案には、①市民活動団体等から企画を提案する方法と、②市が提案する事業（テーマ）に応募する方法の2通りがあります。

なお、この事業のおおよその流れは次のとおりです。



※募集期間などの日程や提案様式については募集前に配布する募集要項に掲載。

2 応募することができる団体

市内に事務所及び活動場所を有する団体（市民活動団体、ボランティアグループ、NPO、町内会等）で、次の要件を満たす団体とします。（個人は対象としません）

- ① 5人以上の会員で組織していること。
- ② 組織の運営に関する規則(定款、規約、会則等)があること。
- ③ 予算・決算を適正に行っていること。
- ④ 1年以上の活動実績を有していること。
- ⑤ 事業の連絡責任者が特定され、かつ事業の成果報告ができること。

3 応募対象となる提案事業

対象となる協働事業は、次のような事業です。

- ① 公益的・社会貢献的な事業であって、提案団体と津山市が協働して取組むことによって地域課題や社会的課題の解決が図られる事業
- ② 市民満足度が高まり、具体的な効果や成果が期待できる事業
- ③ 協働の役割分担が明確かつ妥当で、協働で実施することにより相乗効果が高まる事業
- ④ 実施を前提とした事業で、提案団体が実施することが可能である事業
- ⑤ 先進性、先駆性等の工夫やアイデアがあり、新しい視点から取組む事業
- ⑥ 予算の見積もり等が適正である事業

※（例示事例）

- ・ 河川等の環境保全 ・ 落書き防止等の環境美化 ・ 地域防災等の計画作成
- ・ 子育て環境の改善 ・ ごみ減量関連事業 ・ 社会的ひきこもり等の支援事業

4 事業期間及び経費負担

- ① 事業期間 事業決定後から年度末まで（単年度事業）
- ② 経費負担
 - （1）総事業費に相当する額を交付（上限を設けて予算内で交付）
 - （2）実施する協働事業そのものに直接要する経費を交付（交通費・保険料を含む）

住民自治協議会モデル事業の概要

1 モデル事業の目的

集落機能の維持が近い将来、困難になることが予測される地域を対象に、集落機能の再編と地域の活性化を目指します。

また、高度化・多様化する市民の要望に対応するには、市民と市が「協働」して地域の課題を解決することが必要であるため、その第一歩としてモデル事業を実施します。



▲阿波まちづくり協議会

①对象地域

②住民自治協議会の構成

該当地域のあらゆる団体、個人で構成する。

③まちづくりに対する意欲

自らの地域を自らの手でつくっていく意欲を住民が十分持っていること。

① 《阿波地域》 旧阿波村地域全域

(町内会：下沢、西谷、中土居、大畑、尾所、大杉、大高下、竹之下)

連合町内会阿波支部 世帯数：2 2 2世帯

人口：641人 55歳以上人口：349人（54.4%）

②《**上加茂地域**》 旧加茂町のうち加茂支所の北東、加茂川上流部沿いの地域

(町内会：河井、山下、知和、青柳) 物見町内会不参加

連合町内会上加茂支部 世帯数：247世帯

人口：656人 55歳以上人口：343人（52.3%）

③《新加茂地域》 旧加茂町のうち加茂支所から北、加茂川の支流倉見川に沿った地域

(町内会：塔中、小中原、齋野谷、戸賀、黒木、倉見、宇野、原口)

連合町内会新加茂支部 世帯数：587世帯

人口：1,550人 55歳以上人口：797人(51.4%)

④ 《**江戸西地域**》 旧勝北町のうち勝北支所の北、江戸仙・

山形仙南から西側にかけての山麓の地域

(町内会：市場、西村、羽賀、大岩、奥津川)

連合町内会広戸西支部

世帯数：184世帯

人口：476人 55歳以上人口：284人（59.7%）

⑤ 《大井西地域》 旧久米町のうち久米支所の西、

国道181号線に沿った地域

(町内会：西、山根、坪井)

連合町内会大井西支部

世帯数：4 3 2世帯

人口：1, 249人

55歳以上人口：611人（48.9%）



4 事業の流れ

- ①募集⇒審査⇒モデル地域の決定
- ②集落機能再編・強化及び活性化等についての地域振興計画策定
- ③地域振興計画に沿った事業の実施

5 その他

- ①協議会立ち上げ・運営のため、市、NPO、美作大学等による人的支援
- ②市が協議会運営費の補助、先進地視察や研修会のための費用を負担

TSUYAMA

津山市の協働事業実践事例の紹介



事例 1 めざせ元気!!こけないからだ講座

この講座は市の介護予防事業の一環で、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で顔なじみの人たちとともに自分らしくいきいきと生活し続けるために、各町内会の集会所などを単位として参加者が自主的に取組んでいます。おもりを利用した6つの体操を行い、「足腰が元気になって、生活が変わっていくことを実感しよう」「地域の人と決まった日に出会えることはすばらしい」「体操だけではなく、色々な楽しみを見つけよう」という三つのスローガンを掲げ、多くの参加者が身体変化を感じるだけで

なく、この活動や取組みに様々な役割や楽しみを見出し活発に取組んでいます。市はおもりの貸し出しや定期的な体力測定による効果の確認などを行っています。主役である住民の方々が主体的に活動できるよう側面から支援をしています。

事例 2 津山加茂郷フルマラソン全国大会

この大会は、平成5年に「走ろう!!新緑と清流の里」をキャッチフレーズに手づくりのマラソン大会としてスタートし、全国から毎年1,000人以上の市民ランナーが参加します。大会運営は、市民ボランティアが中心で、特に幼稚園児から高校生・障害者・高齢者等がそれぞれ立場で大会運営に関わっており、沿道から暖かい声援を送る方も多く、地域総参加のマラソン大会となっています。参加者からは「温かい心くばりがうれしい」「応援が多くて元気が出る」と大好評で、専門誌主催による全国ランニング大会100撰にも選出されており、全国的にも注目を集めるマラソン大会です。



事例 3 津山日本語教室

津山日本語教室は、津山地域で生活をされている外国人の日常生活の利便性向上を目的に、市と「津山にほんごの会」とが協働で開設しています。

教室では、日本人のボランティア講師が受講者の日本語習得をお手伝いしていますが、この事業では日本語を教えるだけでなく、受講者とボランティア講師、また、地域住民がこの教室やイベント等を通じて交流を図り、異文化に対する相互理解を深める取り組みも行っています。

事例 4 みまさかスローライフ列車

地域住民、観光協会、商工会等と県・市により「みまさかローカル鉄道観光実行委員会」を構成し、協働で『みまさかスローライフ列車』事業に取り組んでいます。

昔懐かしい木造駅舎が数多く残るJR因美線を旧国鉄色のディーゼル気動車が走り、美作河井駅ほかではいろいろな受け入れイベントを開催、多くの鉄道ファンが訪れています。

